

平成 25 年度第 1 回 八千代市子ども・子育て会議 会議録

開催日時 平成 25 年 11 月 19 日（火）午前 9 時 15 分～正午

場 所 八千代市役所 旧館 5 階第 3 会議室

議 題 (1) 会長及び副会長の選出について  
(2) 子ども・子育て支援新制度の概要について  
(3) 八千代市子ども・子育て会議について  
(4) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）について  
(5) 本市が実施している子ども・子育て施策の概要について  
(6) 子ども・子育て支援に関するアンケート（ニーズ調査）の実施について

出席者 委員 中山哲志委員（会長）、石田祥代委員（副会長）、友森恵美子委員、  
藤原由紀子委員、阿部三喜子委員、竹内孝江委員、藤澤彩委員、  
丸山純委員、茂呂剛委員、神長美津子委員、田中宏行委員、  
八木陽委員

八千代市 秋葉市長、坂巻子ども部長、花島子ども部次長  
〈元気子ども課〉松井課長、須藤副主幹、河原主査、深山主査、  
葛原主査、長谷川主事、佐伯主事  
〈子育て支援課〉久保課長、佐藤副主幹、木村主任主事、  
山形主任主事  
〈子ども相談センター〉藤山副主幹  
〈母子保健課〉石橋副主幹  
〈すてっぷ 21 大和田〉岡田副主幹  
〈村上北保育園〉鷹野主任保育士  
〈指導課〉宍倉主幹

公開又は非公開の別 公開

傍聴者 2 名

## 【議事録】

河原主査：お時間となりましたので、ただ今より平成 25 年度第 1 回八千代市子ども・子育て会議を開催させていただきます。

私は、議題に入るまでの間、会議の進行を務めさせていただきます、子ども部元気子ども課の河原と申します。どうぞ、よろしく願いいたします。

委員の皆様にお伝えいたします。本日の会議は「八千代市審議会等の会議の公開に関する要領」の規定により、会議を公開するとともに、会議録作成のため、会議の状況を録音させていただきますので、予めご了承ください。

なお、会議録にはご発言された委員の委員名と発言内容が記載されますことも、併せてお伝えさせていただきます。

それでは次第に沿って、始めに委員の皆様へ市長より委嘱状を交付させていただきます。

委嘱状は事前に送付させていただいております資料 1-1「委員名簿」の掲載順に市長が委員のお席に伺い、交付させていただきますので、恐縮ですが順番になりましたら、ご起立いただきまして交付を受けていただけますよう、お願いいたします。

なお、櫻井陽子委員、奥村諭己委員、吉垣信義委員の 3 名の方につきましては、本日、所要のため欠席とのご連絡をいただいておりますので、ご了承願います。それでは、友森恵美子委員より交付させていただきます。

### <委嘱状交付>

河原主査：続きまして、会議開催にあたりまして、市長よりご挨拶を申し上げさせていただきます。

秋葉市長：皆様、おはようございます。市長の秋葉就一でございます。

本日はご多忙の中、「第 1 回 八千代市子ども・子育て会議」にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、日頃より、幼児教育、並びに児童福祉施策をはじめ、市政の各般にわたり、ご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。重ねて厚くお礼を申し上げます。

さて、既に皆様もご存知のとおり、昨年 8 月に子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連 3 法」が成立し、国に設置された「子ども・子育て会議」において、より具体的な検討が進められたうえで、平成 27 年度を目標に「子ども・子育て支援新制度」による支援がスタートする予定となっております。八千代市子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法により、「子ども・子育て

て支援新制度」の開始に当たって、市が策定することとされております、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画である「子ども・子育て支援事業計画」の策定等について、ご審議いただくため、いわゆる「地方版子ども・子育て会議」として、市民公募や関係団体等からのご推薦などを経まして設置したものでありまして、委員の皆様には、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、待機児童の解消、更には地域のニーズに応じた多様な子育て支援の充実等に向け、子育てや、子ども・子育て支援活動のご経験、更には幼児教育・児童福祉をはじめ各分野で培われました専門性などに基づく貴重なご意見を賜りたいと考えているところであります。

「子ども・子育て支援事業計画」は、今後、早期にニーズ調査を実施したうえで、来年 9 月頃を目標に案をまとめたいと考えておりまして、委員の皆様には短期間のうちに集中的な審議をお願いすることとなりますが、本市の子ども・子育て支援施策の推進のため、重ねてご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

河原主査：市長は他の公務の予定が入っておりますことから、ここで退席させていただきますので、ご了承の程よろしく申し上げます。

<市長退席>

河原主査：それでは、次第の 4 番目、「委員紹介」に移らせていただきます。

事前に送付させていただいております「委員名簿」の掲載順に行いますので、よろしく願いいたします。

<委員紹介>

河原主査：それでは、次第によりまして次は議事に移らせていただくところですが、本日は会議設置後、初めての開催となりますことから、八千代市子ども・子育て会議条例第 5 条第 1 項の規定により、議長を務めることとなっております会長が選出されておられません。

つきましては、会長が決まるまでの間、事務局より元気子ども課長の松井が仮議長を務めさせていただきたいと存じますので、ご了承の程、よろしく願いいたします。

仮議長：子ども部元気子ども課長の松井と申します。

会長が選出されるまでの間、仮議長を務めさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

ただいまの出席委員は12名でございます。八千代市子ども・子育て会議条例第5条第2項の規定による定足数に達しておりますので、議事に入らせていただきます。

それでは、お手元の参考資料1-1「八千代市子ども・子育て会議条例」をご覧ください。

本日の議題1「会長及び副会長の選出について」ですが、八千代市子ども・子育て会議条例第4条第1項の規定では、「子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。」とされておりまして、会長及び副会長は委員の互選によって定めることとなっております。

最初に会長を選出いただきたいと存じますが、どなたか会長に立候補いただける方、もしくは会長へどなたかを推薦したい方は挙手のうえ、ご発言をお願いいたします。

田中委員：はい。会長は東京成徳大学の中山委員にお願いできればと思います。中山委員におかれましては日頃より八千代市の市政にご協力いただいております。障害者福祉の専門家として働いておられる事もあり、子育ての支援を整えるという新制度の目的を考えたところ、今回の会長として適任であると思います。是非よろしくお願いいたします。

仮議長：ただ今、田中委員より中山委員をご推薦いただきました。  
他に推薦等ございませんか。

<他に立候補・推薦なし>

仮議長：他に推薦等がございませんことから、中山委員に会長をお引き受けいただきたいと存じますが、委員の皆様から、ご意見等ございますでしょうか。

<異議無し>

仮議長：異議がないようですので、会長は中山委員にお願いしたいと存じます。  
中山委員、どうぞよろしく申し上げます。それでは、会長が選出されたことから、以後、会長に議長を務めていただくこととなりますので、これにて私は仮議長の任を終えさせていただきたいと存じます。議事進行にご協力をいただきましてありがとうございました。中山会長、議長席にご移動願います。

中山会長：東京成徳大学の中山と申します。どうぞよろしく申し上げます。ただいま田中委員より過分なお言葉、そして皆様より推挙いただきまして会長の任を務めさせていただきます。先ほど市長からのお言葉にもありましたようにこの子ども・子育て会議の重要性を改めて考えますと、本日お集まりの委員の方々と共に

約1年半をかけて重要な会議、方針が出されるのではないかと考えております。昨年の2月に社会保障・税の一体改革が閣議決定され、8月に子ども・子育ての関連3法案が成立しました。これに伴って全国の自治体が今このような準備を進めているわけでございます。八千代市はこのチラシにもあるとおり、元気子ども課を中心に子どもの元気が見えるまちということで従前より取り組みをされています。その取り組みの大きな柱がこの1枚のチラシの中にかかなり込められていると思うのですが、その精神に子どもを元気に育てる、そして子どもの元気が見えるまちが次の世代へつながる、未来を切り開くといった意味合いを込めていると思います。それと併せて下の所にも書いてありますが、除け者を作らない、つまり全ての人、全ての子どもに安心して子育てができるようにしていきたい。その為には子どもだけではなく、子どもを育てる保護者の方々も一体となってこれまで進めてきた考えを具体化していくことが重要だと思います。今回関連3法に基づく新制度になりましてこれまで続けてきた課題を明らかにし、今後につなげる1つのプランニングとしてこの会議は進んでいくと思いますので、役割を再確認し進行役を務めさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の会議の進行に関しまして、事務局より説明を受けたいと存じますので、少しお時間を頂戴したいと思います。

ここで5分程休会させていただきます。9時43分に再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

<休会>

中山会長：それでは、9時43分となりましたので、会議を再開したいと存じます。

次第に沿って、副会長の選出を行います。

どなたか副会長に立候補いただける方、もしくは副会長へどなたかを推薦したい方は挙手のうえ、ご発言をお願いいたします。

八木委員：副会長には石田祥代委員を推薦したいと思います。参考資料1-1の八千代市子ども・子育て会議条例第4条第3項には「副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。」とあります。石田祥代委員は中山哲志会長と同じ東京成徳大学に在籍しており、八千代市の子ども子育ての施策について明るいと聞いています。従って石田祥代委員を推薦させて頂きたいと考えます。

中山会長：ただ今、八木委員より石田委員をご推薦いただきました。

他に推薦等ございませんか。

<他に立候補・推薦なし>

中山会長：他に推薦等ございませんことから、石田委員に副会長をお引き受けいただきたいと存じますが、委員の皆様から、ご意見等ございますでしょうか。

<異議無し>

中山会長：異議がないようですので、副会長は石田委員にお願いしたいと存じます。

それでは石田副会長より、ご挨拶をいただきたいと存じます。

石田副会長：会長と同じ東京成徳大学に所属しております石田祥代と申します。他の委員の方々と活発に意見を出し合って、八千代市独自の素晴らしい方針を作れたらと考えています。会長の補佐を務めさせていただきますので、今後ともよろしくお願ひします。八千代市役所の方々は市民の事をよく考えていると常日頃より感じていました。共に支援施策が作れること嬉しく思っています。

中山会長：ありがとうございました。

それでは、議題1がこれにて終了いたしましたことから、議題2「子ども・子育て支援新制度について」に移らせていただきたいと存じますが、議題2の「子ども・子育て新制度の概要について」から議題5「本市が実施している子ども・子育て施策の概要について」までは相互に関係しておりますことから、事務局から一括して説明をしていただき、その後、委員の皆様方からのご質問やご意見を伺いたいと存じますので、ご了承の程、よろしくお願ひします。

それでは、事務局より議題2から議題5までを一括して説明願ひします。

河原主査：それでは、議題の説明に入らせていただきます前に、本日配布させていただいております資料の確認をさせていただきますと存じます。

<資料の確認>

河原主査：議題(2)「子ども・子育て支援新制度の概要」についてご説明いたします。それでは、資料1-2をご覧ください。もう新制度につきまして、十分ご承知の方もいらっしゃるかとは思いますが、あまり馴染みのない方もいらっしゃると思います。それでは、この資料1-2に基づいてご説明させていただきます。

まず2ページをご覧ください。子ども・子育て支援新制度の創設の背景についてですが、子育て環境をめぐる課題として、親の働く状況の違いによって幼稚園や保育所など、就学前の施設が違います。また、家庭や地域においての子育て環境が以前とは変化しており、子育てをしているお母さんが孤立してしまうなどの状況がでてきています。3番目の課題として保育所の待機児童が増加している

こと。八千代市においても、例外ではありませんがそういった問題が近年生じています。国においては、子どもを産み、育てやすい社会を目指して、「社会保障・税一体改革大綱」の中で新たな子ども・子育て支援新制度を創設されるということが決まりました。これに基づいて、昨年の8月に子ども・子育て関連3法が成立し、平成27年度から消費税の増税分を財源として、子ども・子育て新制度がスタートする予定となっております。

3ページをご覧ください。子ども・子育て関連3法とは、「子ども・子育て支援法」という新しい法律と、以前からある「認定こども園法」は、手続きなどを簡素にするという改正がなされました。3つ目として、「児童福祉法」を中心として、関係する多数の法律の改正をまとめた法律、以上3つの法律がございます。それぞれの内容については、スライドのとおりですが、中心となるポイントにつきましては、後程ご説明させていただきます。

4ページをご覧ください。新制度の目的として、3点が掲げられております。質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的提供、保育の量的に拡大・確保、あるいは質的に向上させるということを目的としております。3つ目として、地域の子ども・子育て支援を充実させようということ、この3点を目的としております。具体的な内容につきましては次からご説明をさせていただきます。

5ページをご覧ください。こちらの図は、学校に入る前のお子さんのうち、上段が幼稚園に通う年齢のお子さん3～5歳、下段がまだ幼稚園に通わない0～2歳のお子さんと思って頂ければと思います。幼稚園に通うお子さんのうち、上段の保育の必要性がない方について、学校教育と書いてありますけども、これが幼稚園と思ってください。保育の必要性がある方については、学校教育・保育が必要になって参ります。それに子育て支援をプラスされている。まだ幼稚園に通わない3歳未満のお子さんは、まだ学校教育が始まりませんので、保育の必要性がある方は保育が必要になり、保育の必要性がない方はご家庭で見て頂くこととなりますが、その部分に子育て支援を事業としてやっていこうということです。もちろん保育の必要なお子さんにも子育て支援を行っていくということです。子育て支援の事業を後で説明しますが、ニーズを調査しまして、事業計画を市町村、全国の市町村が立てて、給付と事業をやっていこうということです。

6ページをご覧ください。こちらが、給付と事業とは具体的にはどういうものかということが記載しております。給付については、何種類かありますが、施設型給付と言いまして認定こども園と幼稚園とそれから保育所に対して給付をしましょうというものです。また、新しい給付形態として、地域型保育給付と言いまして、小規模な保育をいくつか事業化しまして、小規模保育と、保育ママと言われる家庭的保育、ベビーシッター的なものの居宅訪問型保育、事業所内保育、これは会社の保育所に地域のお子さんを受け入れる場合に給付対象にしよう。

それから児童手当は今まで通りですが、新制度の一環として位置付けていこうということです。次に事業については、後程ご説明しますが、ほとんどが今取り組んでいる事業になりますが、事業計画を立てて計画的に整備をしていくことになります。

7ページをご覧ください。こちらは給付についてのご説明になりますが、給付には先程申しました、施設型給付と地域型保育給付の2種類が用意されます。こちらに書いてあります通り、特徴としては、国が公定価格、利用者負担の基準を定めるということになっています。それから給付するために、施設や事業の確認という手続きを新たにはじめます。ここで利用定員の設定などをするようになりますので、子ども・子育て会議の委員の方の意見を伺うことになります。施設や事業を利用するにあたっては、保育の必要性を市町村が認定するという手続きを取ります。保育の必要なお子さんについて、あるいは支援の必要なおさんは市町村が利用調整をする。それから、先程の利用者負担についてですが、原則として応能負担、所得に応じた負担にするという制度が決められております。新制度全般について言えることですが、制度の内容は国の子ども・子育て会議で議論されていまして、子ども・子育て支援法における基本指針（案）が8月に出されましたが、詳細についてはこれから決まるということになっておりますので、今後も引き続き国と並行して市でも準備を進めていきます。

8ページの「確認制度」、9ページの「保育の必要性の認定について」、10ページの「設定可能な利用定員と認定区分について」は、後程ご覧頂ければと思います。11ページをご覧ください。新制度に合わせて保育に関する認可制度が見直されます。現在、株式会社、あるいはNPO等の保育所の認可も可能とされていますが、認可するかどうかは認可権限を持つ都道府県、あるいは指定都市、中核市の裁量に任されております。これを児童福祉法の改正がありまして、社会福祉法人、学校法人以外の株式会社、NPO法人などに関して、「客観的な認可基準」とそれから「経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験」、これらに関する要件を満たす場合に、原則として認可をするものとするということになります。これは平成27年からです。同じような仕組みの認可の制度を地域型保育事業についても設けられ、全国の市町村で認可するようになり、これらを合わせて待機児童の解消を目指していこうというのが国の考え方になります。

12ページをご覧ください。新制度の1つの柱であります「認定こども園」制度の改正についてですが、認定こども園は、簡単に言うと幼稚園と保育所の機能を合わせ持つ施設ということですが、八千代市には3園ございます。認定こども園には、4つの類型がありまして、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型というものがあります。これの意味ですけれども、幼稚園や保育所などの認可を受けているかどうか、というのがこの何々型という意味です。



例えば幼保連携型は、幼稚園・保育所の両方の認可を持って、認定こども園としても認定されているということです。幼稚園型・保育所型は、それぞれ幼稚園あるいは保育所の認可を持っていると。これのうちの幼保連携型、これが今申しましたように幼稚園・保育所の認可を取った上で、認定こども園の認定を受けなくちゃいけないという、3回の手続きが必要に今現在はなっていますが、これを、認可制度を一本化しようということになります。それから、認定こども園全部に言えることですが、施設型給付を給付する。今現在は保育所に対する補助金、運営費、それから幼稚園に対する補助金などが、それぞれの認可された部分に支払われていますが、認定こども園をまとめて施設型給付ということで一本化する。後は、国会での議論の中で法案が変わって加わった部分もありますが、今ある幼稚園・保育園からの移行は義務付けません、幼稚園、保育所のままでも結構です、ということになっております。それから、幼保連携型の認定こども園、新しい幼保連携型の認定こども園の設置は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限るということに、これは国会での法案修正の中でなりました。以上が、認定こども園制度の改正の概要になります。

13 ページをご覧ください。今ある幼稚園・保育所が新制度に向けてどういう道筋があるかというのを図にしたものになります。一番上の左から、幼稚園、保育所、家庭的保育、事業所内保育と並んでいます。幼稚園は、大きく分けて3つあります。今のまま特に何も手続きをしないでいると、真ん中の矢印、新しい制度の給付を受ける幼稚園になるということになります。

右側の矢印は、幼稚園型あるいは幼保連携型ということで、認定こども園になって新制度の給付を受けることができます。それから、左側の矢印、給付を受けない、今のままの保護者の方と直接やりとりをする幼稚園のままでいたいという場合は、別段の申し出というのをしまして、今のままの幼稚園でいるということも可能です。

認可保育所ですが、保育所は運営費が新制度の給付しか用意されておきませんので、事実上新制度に入らないということとはできないということになるかと思えます。保育所で新制度の給付を受けるか、あるいは認定こども園、保育所型か幼保連携型になるかということになります。

家庭的保育は地域型の保育事業に入っていきます。事業所内保育のうちの、地域のお子さんを受け入れるものについても地域型の保育事業に入ります。右下に認可外保育施設がありますが、これも基準を満たせば、例えば保育所の認可を受けたり、地域型保育事業の小規模保育になったり、あるいは地方裁量型の認定こども園になったりということで、給付を受けることができるようになります。新制度になりますと、今までの幼稚園・保育所・認可外保育施設などがこのように変わってくるというイメージ図です。

14 ページをご覧ください。こちらは、地域子ども・子育て支援事業ということで、13 事業が位置付けられております。例えば、地域子育て支援センターのような子育て支援拠点ですとか、それから一時保育ですとか、学童保育所として実施しています放課後児童クラブ、あるいは妊婦健診、こういった子どもや妊婦さんに関わる事業が 13 事業、法律で地域子ども・子育て支援事業ということで定められています。これは、地方が実情に合わせて実施するということになります。これまでが子ども・子育て支援新制度のポイント、中心になるところの説明です。これらの給付ですとか事業を実施するにあたりまして、15 ページにあります通り、「子ども・子育て支援事業計画」というのを、全国の市町村で立てていくこととなります。

それに向けたスケジュールが 16 ページにございます。ポイントだけ申しますと、国の基本指針が今年の 8 月に示されました。まだ案の段階ですけれども、これを踏まえまして、八千代市も含めてニーズ調査を実施します。八千代市では 1 月ごろ実施する予定です。ニーズ調査の結果を踏まえて 3 月末までに、就学前の教育保育ですとか事業の量の見込みを出しまして、県に報告するということとなります。それから 26 年度を見て頂きますと、量の見込みを踏まえて、今度は確保方策、ちょっと難しい言葉ですけども、どういう施設ですとか事業を整備して、それらのニーズを満たしていくかということも 9 月ごろまでに決めて、10 月くらいから 27 年度の幼稚園・保育所の入所案内が始まりますので、そのころに既存施設は入所を受付けると、それから新しい施設の認可・確認などの手続きを始めていくというスケジュールになります。これと並行しまして、来年の 6 月議会を目途にしておりますけれども、認可・確認の基準条例を作っていくというスケジュールになります。非常にタイトなスケジュールです。これに皆様のご意見を頂きたいということで、今日集まって頂いている訳でございます。

子ども・子育て新制度の概要に関する説明は以上になります。

須藤副主幹：続きまして、議題の 3 八千代市子ども・子育て会議についてご説明いたします。ただいまの新制度の説明と重複する部分がございますが、大事な部分となりますのでご了承いただきたいと思います。

それでは、資料 1-3「八千代市子ども・子育て会議」をお手元にご用意ください。では、ご説明させていただきます。

2 ページ目をご覧ください。まず、はじめに先程の新制度の説明をいたしました。この八千代市子ども・子育て会議の設置の根拠についてご説明させていただきます。

昨年、8 月の国における、子ども・子育て支援法の成立を受けまして、「子ども・子育て支援法」の第 77 条、市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制機関を置くよう努めるものとする。

ということですが、いわゆる子ども・子育て会議の設置が、市町村の努力義務とされております。

努力義務ではございますが、八千代市においては、その役割の重要性を鑑みまして設置を決定したところでございます。

八千代市の条例ということで、八千代市子ども・子育て会議条例、趣旨につきまして、子ども・子育て支援事業計画の策定及び子ども・子育て支援新制度の実施に向けた準備等において、子育てに関するニーズを反映するとともに、子育て当事者や、今日、ご参加いただいておりますが、子ども・子育て支援施策に従じる者という形で、いろいろな方々の参画を得まして、子ども・子育て会議条例に基づき、八千代市の子ども・子育て支援事業計画の策定等をしてまいりたいと考えております。

次に3ページをご覧ください。

ここに所掌事務と書かれておりますが、この会議におきまして、その役割についてあげております。こちらは、認定こども園・幼稚園・保育園の確認、こちらは利用定員の設定に関する意見ということで、施設給付の対象施設としてどのように利用定員を設定していくかなどのご意見を伺います。また、地域の保育事業も同じく、地域型保育給付の対象事業としてどのように利用定員の設定をしていくのかなどのご意見を伺います。

子ども・子育て支援事業の策定及び変更、また、これから行います子ども・子育て支援のアンケート（ニーズ調査）などの項目の検討などもお願いしたいと考えております。

子ども・子育てに関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議となっており、事業計画を策定することだけではなくその事業計画の継続的な点検・評価・見直しを行っていくこともこの会議の役割となっております。次に4ページをご覧ください。それでは、具体的に子ども・子育て会議では、どのような審議を行っていくかということですが、これから実施されます子ども・子育て支援に関するアンケート（ニーズ調査）の結果に基づきまして、八千代市の利用必要定員というものに関する意見を伺っていきたいと思います。認定こども園・保育園・幼稚園・地域型保育事業の利用定員の設定。子ども・子育て支援事業計画に関するご意見を伺います。それから新制度の施行準備としまして、いろいろな基準ですとかそのほか条例等で本市が定めていく施設・事業の設備運営基準などについては、素案を提示させていただき、必要な事項につきまして、ご意見を伺うべき内容を整理し、示しながらその部分を検討させていただきたいと考えております。

5ページ目をご覧ください。こちらは、委員の構成でございますが、先程ご説明申し上げましたが、この会議設置の趣旨を踏まえまして、国の子ども・子育て会

議に準じた構成としつつ、子育て当事者及び子育て支援当事者の方に数多くご参画いただいて、この会議を構成させていただいております。

次に 6 ページの今後の審議スケジュールについてでございますが、会議の開催時期と主な審議事項は記載のとおりでございます。非常にタイトなスケジュールの中で委員の皆様にはご尽力いただくこととなりますが、一番上の第 1 回 11 月 19 日、これが本日第 1 回目の会議でございます。また、第 2 回目の会議を 12 月 17 日の火曜日に開催を予定しております。これは、午前 9 時 30 分より開催させていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

今年度は、基本的に 3 回程度の開催を予定しております。第 3 回目につきましては、事務局で委員の皆様方のご都合も伺いながら決めさせていただきたいと考えております。

また、26 年度につきましては、6 回程度の開催を予定しております。

なお、こちらに記載しております 26 年度の審議事項につきましては、基本的には記載にある事項を予定しておりますけれども、今後の審議の進捗状況、あるいは審議事項の変更、または国の動向等にも合わせまして、変更となる可能性もございますことをご了解いただきたいと思います。

続きまして 7 ページをご覧ください。審議の方法についてご説明させていただきます。短期間にいろいろなことを決めていくというタイトなスケジュールの中で、委員の皆様には大変ご無理をお願いすることとなりますけれども、審議事項につきましては、図に示してありますように、①事務局が審議事項の素案を作成し、あらかじめ会議前に素案を皆様に送付させていただきます。また、子ども・子育て会議へ議題として提出します。目途としましては、会議開催前の概ね 1 週間くらい前にお送りさせていただきたいと考えております。②子ども・子育て会議に素案を提示し意見を伺う。会議の素案の説明等を行います。③皆様からいただきましたご意見を踏まえて修正案を作成し、次回の会議前送付して、④会議で修正案の説明を行いまして、取りまとめさせていただきたいと考えております。なお、②と④の 2 回の会議で審議が終結しなかった場合、また、多くの審議を必要とする場合等については、必要に応じてご意見を伺うこともあろうかと考えております。

今日の会議では、この後の議題の 6 番目になりますが、「子ども・子育て支援に関するアンケート（ニーズ調査）の実施について」が審議事項になっております。事前に素案を送付しておりませんが、この後の説明をお聞きいただき、次の 12 月の会議の前までに修正案をご提出いただき、とりまとめたものを委員の皆様へ送付させていただきたいと思っております。そして、次回にご意見を伺った上で、とりまとめさせていただきたいと考えております。皆様にはご協力を賜ります様、よろしくお願ひいたします。以上が八千代市子ども・子育て会議の説明となります。

す。

河原主査：議題(4)子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）について、ご説明させていただきます。

「資料 1-4 子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）について」をご覧ください。はじめに「基本指針の法的位置づけ」についてですが、中身の説明の前に、基本指針の案とは何か、簡単にご説明いたします。これまでも説明しました、平成 27 年からスタートを予定している子ども・子育て支援新制度、これを実行していくに当たりまして、実施主体となりますのは市町村であり都道府県になります。そのため、それぞれの自治体が、新制度に向けて円滑な事業の実施の確保、及び施策を総合的に推進するために必要な事項を定めたものが、この基本指針となります。指針の主たる内容ですけれども、子ども・子育て支援法という法律がございます。この法律の基本的な考え方、そして各自治体が、子ども・子育て支援事業計画という、1 期 5 年の計画を策定します。これを作成する際の基本的な事項を定めたものが、基本指針になります。

では、基本指針がどのような構成で組み立てられているかということでございますが、2 ページの方をご覧ください。基本指針の主な記載事項といたしましては、まず子ども・子育て支援の意義として、子育てを巡る環境や子育てに関する理念などについて、次に制度に関する基本的事項ということで教育・保育を提供する体制の確保や地域子育て支援事業の実施に関する事項などについて、次にメインとなります地方自治体の事業計画の作成指針になります。これは市町村と都道府県のそれぞれの計画策定に関する事項、全般について示しています。また記載がございますように、平成 26 年度前半までに計画案をまとめる必要がございます。非常に厳しいスケジュールの中で作業を進めていかねばなりません。そして関連施策との連携として、ワーク・ライフ・バランスに関する施策や、特別な支援が必要な子どもへの支援等に関する専門機関との連携などについて記載をしております。

では基本指針の内容ですけれども、3 ページの子ども・子育て支援の意義をご覧ください。(1) ～ (7) まで記載してございますが、主な視点として、まず (1) 新制度が目指す社会とは「子どもの最善の利益」が実現される社会、という考え方を基本としましょうということ。次に (4) ですが、子ども・子育て支援とは、保護者が子育ての第一義的責任を有することを前提としつつ、家庭や子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくこと。

(6) 幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的

拡充と質的改善を図ることが必要であること。また、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことが重要であること。

最後、(7) ですが、社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要であること、などとなっております。

続きまして、基本指針の大きな柱でございます「市町村子ども・子育て支援事業計画」についてご説明いたします。4ページをご覧ください。まず始めにお話ししておきたいのは、「子ども・子育て支援事業計画」とは、計画期間を5ヵ年とするというお話をしましたが、需給計画であるということ。4ページは、この需給計画のうちの「需要」に関する考え方の解説になります。先程の新制度の説明でお話ししましたので、記載の4つのパターンについての説明は省略させていただきますけれども、ここに示しておりますように、新しい制度では、子育てを行う家庭の状況を4つのパターンに区分して、それぞれの需要を把握して参ります。事業計画を策定していく大前提として、各自治体は、この4つのパターン、この括りに基づく需要を把握するため、現在の利用状況と合わせて、利用希望、つまり全体的な需要を含めたニーズ調査を行って参ります。

5ページをご覧ください。こちらは、需給計画のうちの「供給」に関する方の考え方を示しております。5ヵ年の計画、ニーズ調査を行った上で、この計画期間における「量の見込み」と供給、つまり「量を確保するための方策」を定め、計画的な整備を行って参ります。

量を確保する中身は何かと言いますと、教育・保育につきましては、施設型給付の3施設と地域型保育給付の4事業で確保して参ります。これ以外の支援につきましては、地域子ども・子育て支援事業で対応して参ります。

6ページをご覧ください。こちらは、計画に記載する事項について、示しています。「必須記載事項」と「任意記載事項」とがございます。まず「必須記載事項」のはじめの点の「区域の設定」ですけれども、計画ではそれぞれの自治体が地域の実情に応じて、区域を定めることとしています。例えば、容易に移動可能な区域として小学校区ですとか中学校区ですとか行政区などが想定されます。その区域ごとに計画期間における「量の見込み」と「確保の内容」「実施時期」を記載いたします。2つ目、3つ目につきましては、次のページで説明いたします。

4つ目の「幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容」。これは具体的な例で言いますと、「認定こども園」の設置数や設置時期、普及に対する考え方などとなります。次の「任意記載事項」になりますが、1つ目は、産休や育児休業後から保育所などを利用できるような環境の整備や情報提供という内容になります。2つ目は、児童虐待の防止ですとか、一人親家庭、また障害児施策など、都道府県が行う施策との連携ということ

になります、3 つ目は、職業生活と家庭生活、いわゆるワーク・ライフ・バランスに係る施策との連携などとなっています。

7 ページをご覧ください。記載事項の中で重要となります必須記載事項の「量の見込み」と「確保の内容」「実施時期」についての説明となります。

まず「量の見込み」でございしますが、現在の利用状況に加えて利用希望のある方の状況も踏まえ記載いたします。従いまして、住民の利用希望の把握というのが前提となります。

「確保の内容」と「実施時期」につきましては、施設と地域型保育事業について、それぞれ確保の状況を記載し、「量の見込み」とに差がある場合は整備の目標を立てることになります。また、地域子ども・子育て支援事業につきましても、同様の扱いとなります。

続きまして8 ページ。「事業計画のポイント」ですね。これは、これまでの事業計画の作成に関する説明を整理したものでございますので、後程ご覧ください。最後に9 ページをご覧ください。これは都道府県の計画の説明に関する記載です。後ほどご覧ください。

以上で「子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）について」の説明を終わります。

須藤副主幹：次に資料1-5をご用意ください。議題5に入ります。本市が実施している子ども・子育て施策の概要についてご説明いたします。こちらの資料は、八千代市の教育・保育施設の概要と、今まで説明させていただいた、子ども・子育て支援新制度の中で地域の子ども・子育て支援事業として取り組むようになりまます13事業に関しまして、現在の八千代市での取組状況を記載している内容となります。

2ページをご覧ください。こちらは、八千代市の教育・保育施設の概要になります。認定子ども園、幼稚園、保育園と、それぞれ分かれておりまして、「所管」、「根拠法」、「概要」、「対象」、「性格」、「利用時間」、「施設数」、「利用児童数」などを共通の形で並べております。市内には、幼保連携型認定子ども園が3箇所、幼稚園は公立がありませんので、私立幼稚園のみでございしますが、認定こども園を含め18園、保育園は、公立保育園が8園、私立の保育園は認定こども園を含めまして13園あります。幼稚園の利用人数は、平成25年5月1日現在ですが、3,885人、保育園の利用人数は、平成25年4月1日現在ですが、私立、公立の合計で、2,193人となっております。

次に3ページをご覧ください。こちらは、幼稚園に関する主な説明となります。こちら、幼稚園等と書いてありますが、③に記載がありますが、私立幼稚園と幼児教室を含めまますという事ですので、幼稚園等の現状という表現となっております。利用時間ですが、標準的な教育時間は4時間、教育時間終了後等

に預かり保育や教育活動を実施しております。利用料金につきましては、施設ごとに異なる保育料、入園料等を設定されております。施設数としましては、平成25年5月1日現在で18園すべてが私立幼稚園でございます。2教室、幼児教室、保護者と保育者がより良い保育を目指して一緒に自主運営をしている内容でございますが、年間の教育週数は39週を下らない、1日4時間、週3日以上教育時間を満たしている幼稚園に準ずる施設でございます。

次に4ページをご覧ください。こちら幼稚園等の過去5年間の入園状況の推移となっております。就園率につきましては、「就学前児童数 2歳～5歳」のうち「就園児童数」を割りまして、どのくらいのパーセンテージで「就学前児童 2歳～5歳」が幼稚園へ入っているかという数字になります。少し、毎年数字につきましては移動がありますが、大体、2歳～5歳の八千代市の子供たちの7割が幼稚園等の施設を利用しているということになっております。

続きまして、5ページをご覧ください。こちらは保育園の現状について記載しております。保育園の現状、待機児童の状況につきましては子育て支援課の木村より説明させていただきます。

木村主任主事：資料5ページの左側の表、こちらが7圏域。八千代市の総合計画の方で市内を7つのブロックに分けておりまして、その圏域別の入園児童数と待機児童数になります。この表の一番下の所に国基準待機児童数というのがあります。平成21年度が43、8、0、0、18という数字になっておりますけど、こちらが主に新聞等で公表されている待機児童数になります横浜の方が0になりましたというのは、国基準の待機児童数が0になりましたという内容になっております。そして、その1つ上の数字、85、68、40、50、59という数字が、実際に保育園に入れていないお子さんの数になります。この国基準というのが、申し込みはしたのですが、例えば、自宅の近くにAという保育園があつて、400m先にBという保育園がある。ただし、自分はAという保育園にどうしてもいきたい。400m先のBという保育園には希望しない。でも、Bは空いている。という場合は国基準からは除いて良いというルールがありますので、この85と43の差というのは空いている保育園があるので、そこにご案内できますけども保護者の事情によって特定の保育園を希望しているので入れませんという状況、数字になっていきます。待機の地域別の状況なのですが、やはり鉄道沿線、東葉高速鉄道沿線、または京成の駅の側に待機が集中している状況になっています。待機児童の数、平成23年度に40という数字が入っていますが、これは保育所を2つ新設、1つ増築を行いまして、208名の定員増を行いました。その結果、待機児童がこの年に減ったという状況になっております。ただし、平成24年度も小規模な保育施設を増やしたのですが平成24、25と待機児童数が増えてきている状況にあります。



右側の棒グラフですが、やはり待機児童の約8割が0歳、1歳、2歳の低年齢児となっております。都市部に共通している傾向なのですが、やはり0、1、2歳につきましては幼稚園という選択肢がありませんので、保育を希望する人は保育所となっておりますので、どうしても0・1・2歳児の待機児童が多くなってまいります。

直近の状況なのですが、11月1日現在。国基準ではなくて市として把握している数なのですが、合計で204名。これは前年比の1.3倍になります。かつ1歳児クラスに限って言えば前年比の2.2倍ほど人数が多くなってまいります。

須藤副主幹：続きまして6ページをご覧ください。ここからは地域の子ども・子育て支援事業の状況についてご報告させていただきます。

最初に地域子育て支援ネットワーク事業。これは八千代市におきまして、非常に独特な形になっております。事業概要としまして、市内を7圏域の生活圏域に分け、地域子育て支援センターと子ども支援センター、こちら「すてっぷ21大和田」と「すてっぷ21勝田台」でございますが、そこを拠点として子育て支援事業、保育士と保健師が連携して子ども・子育て支援事業を展開しております。妊娠から出産、乳幼時期までの切れ目のない支援、遊びと交流の広場の提供、安心して子育てが出来る地域づくりということで、地域の民生委員の方や児童主任委員の方を含めまして情報交換を行い、また見守りが必要なお子さんにつきましても保健師と保育士と、また子ども相談センターも含めまして、カンファレンスなどを行っております。対象としましては、市内在住の妊婦と0歳～就学前の子どもと保護者となっております。実施場所は8箇所。保育園内、公立保育園内に設置されている「地域子育て支援センター」と独立した形で、保育園の外ではございますが2箇所、「子ども支援センター すてっぷ大和田」と「子ども支援センター すてっぷ勝田台」という形で行っております。平成24年度の利用者延べ人数としては、72,009人となっております。

その他、7ページは「一時預かり事業」。8ページは「乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)」でございます、母子保健推進委員等が生後2～3か月の児童のいるご家庭を訪問して、育児の相談や保健サービス、先ほど申しました地域子育て支援ネットワーク事業のお知らせなどを行っております。

次に9ページは「養育支援」。こちらは乳児家庭全戸訪問事業の実施結果や他の母子保健事業での把握、関係機関からの連絡で、乳幼児から出産前の支援が必要な妊産婦に対して、養育が適切に行われるよう、相談、助言等を含めまして、個別に訪問をして保健指導を行っております。

続きまして、子ども相談センター事業でございます。こちらは、妊娠期から18歳までの子どもと家庭の総合相談窓口として、面接・家庭訪問・グループワーク等による相談を行っております。この5年間の相談件数と内容をご覧いただ

きたいと思います。説明の方は、お時間がかかりますので割愛させていただきますが、お手元の資料でご確認ください。

11ページ、「ファミリー・サポート・センター事業」。また、次の12ページの「子育て短期支援事業(ショートステイ事業)」でございますが、次世代からの課題でございますが、現在、本市では未実施となっております。13ページは「延長保育事業」。14ページは「病児・病後児保育事業」。15～17ページにつきましては「学童保育事業」。入所等の概要が書いてありますので、ぜひ目を通していただきたいと思います。

18ページのところが、「妊婦健診」など、こちらの方も平成24年度の実績等を含めてご報告させていただいておりますので、後でご覧いただけたらと思います。

19ページから23ページにつきましては、「児童発達支援センター」の内容になっておりますので、この部分につきましては説明する時間を割愛させていただきますが、後日、目を通していただけたらと思います。

では、24ページをご覧ください。こちらは、八千代市の人口について、ということで、八千代市の総人口の数と就学前児童の数の推移を表したものになります。右側の就学前児童の数をご覧くださいますと、平成21年度から平成25年度にかけて、徐々に減少傾向にあります。

次に25ページをご覧ください。こちらは、八千代市の合計特殊出生率の推移になります。合計特殊出生率とは、15歳から49歳の女性の、年齢別出生率を合計した指標です。一人の女性が平均して一生の間に何人の子供を産むかを表す数字のことですが、八千代市の場合を見ますと、平成23年度までのものになりますが、若干ではございますが、増加傾向となっております。

続きまして、26ページをご覧ください。先ほどの、地域子育て支援事業に関しましては、八千代市次世代育成支援行動計画のものにつきまして、それぞれ位置づけを行い、今まで推進してまいりました。八千代市次世代育成支援行動計画の進行管理につきましては、本日皆様には、八千代市次世代育成支援後期行動計画に関する資料として、八千代市次世代育成支援後期行動計画～子どもの元気がみえるまち～という、緑の冊子、それと黄色のダイジェスト版を配布させて頂いております。こちらをお手元にご用意していただいて、説明をさせていただきます。

まず八千代市次世代育成支援行動計画の策定背景と計画期間について説明させていただきます。冊子の3ページをお開き下さい。緑の冊子の3ページになります。本計画は平成15年に制定された次世代育成支援対策推進法に基づきまして、本市で策定した次世代育成支援行動計画となります。本計画は5年を1期とし、平成17年度～平成21年度までを前期計画、平成22年度～平成26年度までを後期計

画として策定し、保健、福祉、労働、教育、生活環境等の多岐の分野にわたる施策を総合的に推進してきました。市ではこれまで、八千代市次世代育成支援行動計画に関し様々な施策を推進しており、学識経験者、関係団体の代表者、市民委員からなる八千代市次世代育成支援行動計画推進協議会が中心となり、計画の推進及び点検・評価を行ってきました。

次に八千代市次世代育成支援行動計画の内容について簡単に説明をさせていただきます。同じく緑の冊子の27、28ページをご覧ください。次世代育成支援後期行動計画はここに記載されています通り、6つの基本的視点に立ち、29ページの3つの基本目標、10の具体的な目標を設定し、枠組みごとに主要課題と具体的な事業を位置付けており後期行動計画では全部で232の事業が掲げられております。

30ページをご覧ください。また後期計画では、「市民の参画と多機関連携による子育て支援ネットワークの充実」、「支援を必要としている家庭への計画的支援のためのショートステイ・トワイライトステイ事業の検討」など、重点施策として8つのテーマを掲げまして、38ページから具体的な事業を関連事業としてあげております。

次に八千代市次世代育成支援行動計画の進捗管理について説明させていただきます。資料1-5の27ページをご覧ください。八千代市次世代育成支援行動計画推進協議会と子ども・子育て会議の比較を表としております。平成27年度から本格施行されます子ども・子育て支援新制度に向けて必要な事項の審議を、子ども・子育て会議において短期間の中に集中して行う必要があることから、本市では、次世代育成支援行動計画に関するものは八千代市次世代育成支援行動計画推進協議会において、次世代育成支援行動計画の計画期間であります、平成26年度、平成27年3月末まで行うこととし、本会議の委員の皆様におきましては、平成27年度から本格施行されます子ども・子育て支援新制度に向けて必要な事項の審議と、八千代市次世代育成支援行動計画につきましても、以後は進行管理等にご理解とご協力を賜りますとともに、子ども・子育て支援事業計画の着実な推進に向けてお力添えを賜ります様、よろしくお願ひしたいと考えております。以上でございます。

中山会長：ありがとうございました。

それでは、ただ今の事務局の説明に対しまして、ご質問等ございましたら、ご発言願います。丸山委員はいかがですか。特にご意見等が無ければ感想等でもお聞きしたいと思います。

丸山委員：資料1-5の5ページ目で待機児童の人数が出ていたと思います。平成23、24年度で施設が整備されたのですが、一瞬待機児童は減るが、整備をすればするほど潜在的な需要のよりどころとなるのは八千代市でも同様だと改めて感じまし

た。八千代市内においても地域間の差が少なからずあると感じました。

中山会長：ありがとうございます。おそらく多くの方が同様の感想を抱かれたと思います。

藤澤委員はいかがでしょうか。

藤澤委員：私の方から2点ほど申し上げたいことがあります。1つ目は幼稚園の預かり保育のことです。7月に元気子ども課で幼稚園、就園児、保護者就労等のアンケートを実施されているが、その結果についてはいかがなものか、また、回収率等についても伺いたしたいと思います。今回、ニーズ調査をされるが、回収率はどの程度に持っていくのか、また送付方法、任意抽出ということは伺っていますが、前回の次世代育成支援の実態調査のアンケートも任意抽出でやっておられるが、回収率は乳幼児の方は5割でした。就学児の方は88.1%で、なぜ高かったかという、学校を通して調査票配布回収を行っているからでした。そういう結果が出ているので、調査で4,000件やるのであれば乳幼児の回収率はせめて7割は目指さなければいけないと考えています。実態は5割6割となってしまいますが。子育て支援に関するアンケートについては私どもの八千代私立幼稚園連盟の方で過去に3回実施しています。1回目は平成11年度に実施しました。預かり保育を文部省の委託事業として受けた時に、子育てならびに預かり保育に関するアンケートを1,033件配布し、これは幼稚園を通して行ったので回収率は8~9割に達しました。平成16年度は次世代育成に関する幼稚園アンケートで、前回と同じように子育て支援だとか、保護者のアウトプットばかりでなくアウトカム指標についても持ってこなくてはいけないということで、子育て支援に関する満足感や子育てに関する不安感について調査いたしました。近々では今年の7月に回収し、8月に分析した子ども子育て新制度に向けての同じような項目を設けてアンケート調査を実施しました。幼稚園児の保護者の就労状況についてもその中で調べております。すべての私立幼稚園ではありませんが、連盟に加盟している6園で実施し、約1,200件配布し、そのうち973件から回収しました。現在の私立幼稚園の就労状況について言えば、平成11年度に調査したときは、まったくしていない保護者が73.9%でした。平成25年度では67%という結果から、常勤やパート、内職等の就労が幼稚園の中でも出てきている現状があります。就労意向についても聞きましたが、今すぐという方もいらして、幼稚園の内に就労したいと考えている方と合わせると23%程、約2割の方が幼稚園のうちに就労したいと考えているようです。平成11年度の調査でも19%ほどおり、幼稚園の中でも就労意向というのは根強い。今後について働きたいか聞くと7割近くが働きたい、70.2%。平成11年度では64.2%ということで就労意向は増えていると思います。アウトカム指標の方で子育ては楽しいかどうか等について聞いてみました。子育ては「楽しい」と感じる方については、平成16年度と現在で比較してみると16年度は約92%の方が「楽しい」と、現在でも93%

の方が「楽しい」と答えています。「不安になる」、「時々不安になる」と答えた方は、平成16年度は58%、現在でも60.4%と不安感は強いように感じています。子育て支援や虐待等についての調査もしている。利用状況について聞くのが目的ではあるが、アウトプットだけではなくアウトカム指標についても入れていただきたい。子育て支援に関してもどのようなものを揃えたらいいか、来てもらうだけではなくアウトリーチのような手法も必要となるので、その辺りをもう少しご検討いただけたらと思います。それと子育て支援についてですが、拠点事業についてだけ書いてあるが、市内の保育園、幼稚園、認定こども園については幼稚園と保育園の機能を合わせ持つだけではなく子育て支援への必須事業になっています。認定こども園は幼児教育、保育、子育て支援についても県の基準に満たしているということで子育て支援の機能も持っている所でございます。拠点事業だけではなく、保育園でも園解放、ベビー講座を実施している保育園もあります。幼稚園でも現在県の経常費助成で、子育て支援活動ということで助成事業が最大で年間120万円ほどが県経常費補助ということで付いています。各幼稚園で園解放をしたり育児講座やカウンセリングを行ったりと子育て支援活動をしているので、ニーズ調査の中におかれましてはそちらの項目も入れていただき、拠点事業にのみ特化するのではなく、拠点を中心としたブラunch的な発想で、ベビーカーで行けるような子育て支援の場所を作ることが必要ではないかと思っています。拠点に行くには、特に子育て支援センターなどは行くには交通の便が悪い場所にあり、車で行かなければならない。今回の新制度の中でも抜け落ちているのは家庭育児だと私は感じています。施設給付が出たり、地域給付が出るのは働いている世帯の子どもたちだけで、今と全く変わらない。センターを利用する或いは一時預かりをする程度でしか家庭での育児の支援ができていません。子育て支援事業については拠点だけではなく、認定こども園や幼稚園、保育園で希望する所が認定が取れるように、あるいは拠点型だけではなく市独自の子育て支援事業という形でご検討いただきたいと思います。その点をニーズ調査の中にそのような項目を加えていただきたいとお願いを込めまして、実態の報告とさせていただきます。

中山会長：ありがとうございました。先のご意見はこの後の審議事項に関わる内容が多く取り上げられていました。そこで(6)の議題に先に移らせていただきたいと思えます。(6)の“子ども・子育て支援に関するアンケート(ニーズ調査)の実施について”のご説明を事務局の方よりお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

河原主査：それでは、子ども・子育てに関するアンケート(ニーズ調査)の実施についてご説明いたします。資料1-6をご覧ください。まず、ニーズ調査の目的についてご説明いたします。

ニーズ調査につきましては、2 ページこちらに根拠となる法律の条文を示しておりますが、先程の「基本指針（案）について」でもご説明しましたとおり、市町村子ども・子育て支援事業計画に記載する量の見込みを設定するため、幼児期の教育・保育等の現在の利用状況、及び今後の利用希望を把握することを目的として行います。

3 ページをご覧ください。本市における、調査の対象についてですが、一つ目は、就学前のお子さんを持つ保護者の方を対象とした調査です。基準といたしましては、平成 25 年 11 月末日現在において小学校入学前の乳幼児の方がおられるご家庭に、調査票を送付いたします。

二つ目は、小学校 1 年生から 4 年生までのお子さんを持つ保護者の方を対象とした調査です。同じく基準といたしましては、平成 25 年 11 月末日現在において小学校 1 年生から 4 年生の方がおられるご家庭に、調査票を送付いたします。学童保育の対象年齢は、新制度の開始のときに 6 年生となり、対象となるお子さんは、現在小学校 4 年生であるため、このように設定いたしました。

両調査とも、対象者は、本市の年齢構成に従って無作為に抽出を行い、郵送にて調査票などを配布し、同封した料金受取人払封筒にて調査票をご返送いただく方式で実施いたします。また、より多くの保護者の方に調査にご協力いただくため、追って「お礼状兼協力依頼状」を後日ハガキにて対象となる世帯宛にお送りすることにしております。

なお調査対象者数は、「就学前児童保護者対象調査」は 2, 500 名、「就学児童保護者対象調査」は 1, 500 名の、計 4, 000 名を設定しております。

続いて、5 ページになります。

資料 1-7-1 及び資料 1-7-2 の調査票（案）と、資料 1-7-3 の調査項目一覧は関連しておりますので、それぞれを見比べていただきながら、説明を進めさせていただきます。

本調査には前提がございまして、それについて説明させていただきます。

国では、今回全国の市区町村で調査を実施するにあたり調査票のイメージを作成しており、「どの市区町村においても必須で調査してほしいと依頼のある設問」と、「任意であるが目安としてこのような項目を調査する考え方があるとする設問」が提示されております。資料 1-7-1 調査票の 1 ページ左上に記載のある「国必須」、「国任意」はこのことを示しております。

また本市では、「次世代育成支援行動計画」を策定した際に実施したニーズ調査についても経年変化を把握する上での重要な要素として考えており、一部にその設問を採用しております。同じく調査票の 1 ページ左上に記載のある「次世代」はこのことを示しております。

さらに、今日の本市における子育て支援施策実施において把握が必要と思われる

る項目については、独自の設問を設定しており、同じく調査票の 1 ページ左上に記載のある「独自」はこのことを示しており、同じ考え方で国の調査票（イメージ）に示されている設問で本市の状況を踏まえアレンジが考えられる設問については内容を一部変更しており、同じく調査票の 1 ページ左上に記載のある「変更」はこのことを示しております。

これら 5 つの記載は、調査票の各問の近く、及び一覧表に記載させていただいておりますので、こういったことを前提にご覧いただければと思います。

なお、このマークにつきましては、子ども・子育て会議の資料として便宜上付けているものであり、実際の調査時には、外して送付することとなります。「国任意」の部分につきましては、本市においては、計画の任意記載事項との関係から、できる限り入れる方向で検討いたしました。

それでは、調査票の案についてご説明させていただきます。

まずは資料 1-7-1 の「就学前児童の保護者対象の調査票」についてです。

調査票は、調査ご協力をお願いに係るページも含め 17 ページ、自由記入欄を含め設問数は 50 となっております。

調査票の構成としては、12 のパートに分かれておりまして、それぞれ、「居住地域」、「お子さんと家族の状況」、「お子さんの育ちをめぐる環境について」、「保護者の就労状況について」、「平日の定期的な教育・保育事業の利用状況」、「地域の子育て支援事業の利用状況について」、「土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用希望について」、平日の教育・保育を利用する方のみですが、「病気の際の対応について」、「不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について」、想定される「小学校就学後の放課後の過ごし方について」、「育児休業の取得状況について」、「八千代市の子育て環境や支援について」といった構成となっております。

設問の 1 「お住まいの地域」についてですが、1 の阿蘇地区から 7 の勝田台地区の、7 つとしております。この 7 つの地区を教育・保育提供区域として、八千代市子ども・子育て支援事業計画を策定したいと考え、このようにさせていただきました。

この 7 つの地区とさせていただいた理由といたしましては、八千代市子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、八千代市第 4 次総合計画の部門別計画として策定するものであります。本事業計画と関連する部門別計画として、八千代市障害福祉計画、八千代市健康まちづくりプランなどがありますが、本計画を策定する際には、他の計画との整合性を図る必要があります。他の計画を策定する際と同様、人口規模、市コミュニティ推進計画との整合性、交通事情、教育・保育施設の整備状況を考慮しますと、日常生活圏域とされておりますこの 7 圏域を教育・保育提供区域

としたいと考え、このように設定いたしました。

この7圏域について、後ほどご意見等をお伺したいと思います。

「お子さんと家族の状況」につきましては、「あて名のお子さんの生年月」、「お子さんのきょうだいについて（末子）」、「回答者の方とお子さんとの関係」、「回答者の方の配偶者の有無」、「子育て（教育を含む）を主に行っている方」について伺いたいと考えております。

「お子さんの育ちをめぐる環境について」につきましては、「子育てをする上で気軽に相談できる人はいるか、または場所はあるか」、「気軽に相談できる人、場所とは」、「子育てをする上で周囲からどのようなサポートがあればよいと思うか」といったことを伺いたいと考えております。

「保護者の就労状況について」は、「保護者の方の現在の就労状況」、保護者の方がパートタイム等の就業形態の場合の「フルタイムへの転換希望」、かつて就業されていた、あるいは就業されていない場合の「今後の就労希望の有無」について伺いたいと考えております。さらに次世代育成支援行動計画のニーズ調査時にも聴取した「子どもの出産前後それぞれ1年以内の就労状況」、「離職した理由」も伺いたいと思います。

「平日の定期的な教育・保育事業の利用状況」については、「定期的な平日の教育・保育の事業の利用の有無」、「年間を通じて定期的に利用している事業」、「現在の利用1週当たりの日数、1日当たりの時間」、「希望の利用1週当たりの日数、1日当たりの時間」、「教育・保育の事業の利用場所」、「定期的な平日の教育・保育の事業の利用の理由」、「現在の利用の有無にかかわらず、定期的に利用したい平日の教育・保育の事業と利用したい1日当たりの時間数」と、独自設問として「最も利用したい平日の教育・保育の事業（1つ）」、さらに、次世代育成支援行動計画のニーズ調査時に設定した「保育サービスを利用していない理由」について伺いたいと考えております。

「地域の子育て支援事業の利用状況について」は、次世代育成支援行動計画のニーズ調査時に設定した「これまでに利用したことのあるサービスと今後利用したいサービスについて」、「子ども支援センターすてっぷ<sup>21</sup>の土曜日等の開所についての希望」と、国必須項目である「今後の地域子育て支援拠点事業の利用希望、利用希望回数」について聴取したいと考えます。

「土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用希望について」は、「土曜日の定期的な教育・保育の事業の利用希望」、「日曜日・祝日の定期的な教育・保育の事業の利用希望」、「夏休み・冬休みなど長期の休暇期間中の教育・保育の事業の利用希望（利用したい場合、その時間帯）」、「毎日ではなくたまに利用したい理由」について伺いたいと考えます。

「病気の際の対応について」は、「病気やケガで通常の事業が利用できなかった



ことの有無」、「病気やけがで事業が利用できなかった場合の対処方法」、「病児・病後児のための保育施設等の利用希望」、「『できれば病児・病後児保育施設等を利用したい』場合の望ましい事業形態」、そして次世代育成のニーズ調査時に設定した「子どものかかりつけの小児科医の有無」について伺いたいと考えます。

「不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について」は、「私用等の目的で不定期に利用している事業、日数」、「私用等の目的で不定期に事業を利用する必要、日数」、「保護者の用事で泊りがけで子どもを家族以外にみてもらった泊数」、「子どもを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならないとき、望む対処方法」について伺いたいと考えます。

想定される「小学校就学後の放課後の過ごし方について」は、低学年時、高学年時それぞれの「放課後の過ごし場所と日数・時間の希望」について伺いたいと考えます。

「育児休業の取得状況について」は、「お子さんが生まれたときのご両親それぞれの育児休業取得の有無」、「育児休業取得後の職場復帰の有無、取得中の場合は職場復帰する予定の有無」、「育児休業から職場復帰する時期は、年度初めの保育所等への入所の時期と合わせたか」、「職場復帰されたのはお子さんが何歳何ヵ月の時で、希望としては何歳何ヵ月であったか」、「希望よりも早く職場復帰した理由」、「希望よりも職場復帰が遅くなった理由」、「お子さんが1歳になったときに必ず預けられる保育所等があれば、1歳になるまで育児休業を取得したか」、「お子さんが3歳になるまで育児休業を取得できる制度があった場合、何歳何ヵ月まで取得したいか」、「育児休業を取得しなかった理由」について伺いたいと考えます。次に資料1-7-2の「就学児童の保護者用の調査票」についてです。調査票は、調査ご協力のお願い文も含め12ページ、自由記入欄を含め設問数は38となっております。

調査票の構成としては、9のパートに分かれておりまして、それぞれ、「お住まいの地域」、「子どもと家族の状況」、「子どもの育ちをめぐる環境について」、「保護者の就労状況について」、「放課後などの過ごし方について」、「地域の子育て支援事業等の利用状況について」、「病気の際の対応について（平日の教育・保育を利用する方のみ）」、「不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について」、「育児休業の取得状況について」といった構成となっております。

「就学前児童保護者対象調査」と同じ設問については、時間の関係もあり割愛させていただきますが、異なる構成要素である、「放課後などの過ごし方について」触れさせていただきます。

これについては、国提示項目である「子どもの普段放課後に過ごす場所、日数」、「学童保育の利用状況（土曜日、長期休暇など）」、「子どもを普段どこで過ごさせたいか」に加え、本市の独自設問として「学童保育を利用していない理由」に

ついて伺いたいと考えております。

以上今回実施する 2 つのアンケート調査について、その構成を説明させていただきました。

資料 1-6 の 8 ページご覧ください。

こちらは、ニーズ調査のスケジュールになります。

本日、調査票の案を提示させていただきました。

委員の皆様方には、12月3日（火）までに、調査票（案）の確認をしていただき、加筆・修正をお願いいたします。

皆様からの修正案を集約いたしまして、次回開催いたします、12月17日の第2回子ども・子育て会議において、調査票の最終案を提示し、その内容についてご説明いたします。

その後、調査票が確定いたしましたら、年明けの1月にニーズ調査を実施し、調査結果をもとに、「保育の量の見込み」等を算出いたします。

第3回目の子ども・子育て会議においては、このニーズ調査の結果報告、及び教育・保育の量の見込みについて意見を伺う予定です。以上がニーズ調査に関する説明となります。

中山会長：ありがとうございました。事務局の方のご説明にもあった通り、ニーズ調査は次回本格的にこの場で最終的に確認ができるように作業が進められています。12月3日までに各委員は提出された原案について修正するべき点、または追記が必要な点を出していただきたいと思います。それが次回の会議にて協議される事になります。先のご質問の中に、たとえば前回の回収率や今回の回収率の目標値、回収率を高めるための工夫など実施方法に関する質問があり、今回の子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査の他に、就労意識や認定こども園に関する内容がありましたが、これらは一括して次回に回答していただくことができると思います。事務局からは圏域に関して、この7圏域で良いのかどうかについて確認のご発言があったが、これについても大きく考え方を必要があれば提出していただきたいと思います。では（6）の議題についてご意見、ご質問をお伺いしたいと思います。竹内委員はいかがですか。

竹内委員：公共という部分で親子の問題、夫婦の問題など小さな単位で人間が幸せになるためにはどうしたらよいかという所に関心があったので、公共的な事業でたくさんの人たちを幸せにするにはどんな方法があるかあまり考えてきませんでした。一緒に勉強させてもらえればと思います。

中山会長：ありがとうございました。続きまして阿部委員はいかがでしょう。

阿部委員：私が聞き漏らしただけかもしれませんが、八千代市は地域によってニーズがかなり違うように思います。私は八千代台に住んでいますが、昔と今ではニーズが全然違います。7つの地域に分け、特色もそれぞれ出てくるとは思いますが、無作為

とあったのですが各地域それぞれから公平な割合でできるのかということ。それと藤澤委員も挙げられていましたが、次世代の乳幼児保護者調査の回収率が50.2%ということでした。これだけの枚数のあるアンケートに回答するという事は乳幼児の保護者にとっては負担が大きいと思われます。家事や仕事と平行して回答することは大変なことです。それでも回答してくださる方というのは、地域や教育に対して高い意識を持っておられる方の回答のように感じます。それ以外の方にも支援の方向が大きく向かなくてはならないと思います。50%という数字を上げていくことも大事であり、上がってこない方達の答えに目を向けなくてはいけないと思います。

中山会長：ありがとうございます。先ほど藤澤委員もおっしゃられていたが、今の発言は調査の方法と回収率に関わる内容であり、どうやって隠れた声を聞くか、ニーズを作り上げるかというご指摘です。この議題は12月にもう一度議論できればと思います。委員の方々にもアイデアを出していただけると今のご発言が生きてくるので、次回までの宿題にしておきたいと思います。では次に藤原委員はいかがでしょう。

藤原委員：素人なので素朴な疑問も含めてですが、感想が3つほどあります。次世代育成支援行動計画の委員の方が市の事業を点検したりするのが平成27年3月までということで、平成27年4月からはその方々の仕事をこの子育て会議で引き継ぐということ、そういう認識でよろしいですか。

河原主査：次世代育成支援行動計画というのは法律で決まっていて、時限立法ということで平成26年度をもって計画としての年度が終わることになっております。今回説明した新制度については27年度から丁度始まるので、タイミングとしては切り替わることにはなりますが、別の計画が始まるということです。他市の状況ですと会議体としては似たような会議体ということで、次世代の計画については子ども・子育て会議で調査・審議等をするようになっている市町村もあります。八千代市といたしましては皆さんにお願いする業務量が大変多くなるため、現委員の任期の間は、次世代のものについては次世代担当の方達へ、新制度の部分については子ども・子育て会議で、という2本立てにしようと思っております。

藤原委員：どこかにあったのですが、表を見たときに矢印があったので、私たちが引き継ぐと考えてしまいました。

河原主査：26年度は27年度の新しい事業計画が始まる前年であるので、始まる前に計画の事業として中身の精査をしていただくことになっています。そのため一時的に同時進行に見えてしまいますが、計画自体は別の物という認識でお願いしたいとも思います。

藤原委員：市の事業のチェックや点検は、27年度以降はされないのですか。

河原主査：次世代の事業としては26年度までであり、27年度に26年度の事業の調査等を

行っていただくので協議会としては 27 年度まで続く形になっています。27 年度からは新制度の事業計画として始まるので、子ども・子育て会議で調査、審議をしていただくことになっています。本日、皆様には委嘱状をお渡しさせていただきましたが、任期が 27 年の 3 月までとなっているので計画を策定するにあたり内容の精査等をしていただく所までとなります。次の 2 期目となる 27 年 4 月からの委員については事業計画の調査や審議をするような事務が発生する予定となっておりますので、その点をご理解いただきたいと思います。

藤原委員：了解しました。本日の説明を聞いて思ったのですが、認定子ども園や私立幼稚園が施設型給付になってしまったら各園の特色等が出しにくくなるのではないかと心配に思いました。2 年保育をしていた幼稚園が 3 年保育をするようになったことと関係があるのかと思ってしまいました。もう 1 点は今回のアンケートで放課後の子どもの過ごし方についての部分ですが、選択項目に児童会館とあります。私は八千代に 3 年住んでいて、子ども関連の事は関心を持ってみていたつもりなのですが、児童会館というのは何だろうと思ってしまいました。おそらく保護者の方々も同様の意見だと思います。放課後子ども教室というのも実施されていないエリアにお住まいの方々にはわからないと思います。紙面上の都合で補足するのが難しいかもしれないが、補足を加えるか、それまでに事業をもっと市民に周知をする努力をしたほうが良いと思います。私はよくプレーパークに遊びに行きますが、ここは放課後子ども教室事業の一部を行っているはずなので、その点も記載しておかないといつも遊びに来る人は書く所が無いと思いました。その点も補足説明か市民に周知等を行った方が良いと思います。

中山会長：ありがとうございます。今のご指摘も補足した方が良いのか、紙面の制約もあるので次回の際に考えていきたいと思います。友森委員はいかがでしょう。

友森委員：アンケートに関しては特に無かったのですが、自分の意見・感想としては議題(5)の“本市が実施している子ども・子育て施策の概要について”の部分で、私も 2 歳と 10 か月の 2 人の子育てをしております、主人も私も、両親は離れて住んでいるということで、自分も子育てをしながらパニックとなってしまうので、ファミリー・サポート・センターや子育て支援センターはよく利用させていただいています。また誰かに話を聞いてもらいたいということで相談センターの今の相談できる場所もかなり助かっています。これからこの会議を通して、事業計画を実施したときに八千代市が子どもの元気が見えるまちにさらに近づけるように勉強しながら参加していきたいと思います。

中山会長：ありがとうございました。続きまして茂呂委員はいかがでしょう。

茂呂委員：この子ども・子育て会議という形で、今後、行政の計画に重要なことをしていくのだと思いました。また私自身が八千代市の現状をあまり把握していなかったと改めて感じました。引き続きニーズを把握するため調査を進めていくととも

に、子ども・子育てという形でニーズは保護者の環境に集中しがちですので、子どもの環境も守っていかなければいけないと感じた次第です。

中山会長：ありがとうございました。続きまして石田副会長いかがでしょうか。

石田副会長：他の委員と重なる部分があるのですが、ニーズ調査の目的ということで見込み量の設定というのが重要な調査であると思いますが、母親の側からすると量だけではなく利用しやすい施設だから利用するという関係がどうしても返ってくると思います。調査の内容を見たとき国の調査をベースに作成されているということと、既存の施設の概念がそのまま調査のベースになっているというところで、八千代市の市民が抱えているニーズが見えてこないという印象がありました。これから精査されていくとは思いますが、もう少し八千代らしきを出せればという意見を持ちました。

中山会長：量的な部分、質的な部分を把握できるニーズ調査をやりたいと思います。神長委員はいかがでしょうか。

神長委員：私も同じような感想です。質問をよろしいですか。ニーズ調査についてですが基本的には国のものを全て取り入れたという説明があったと思いますが、ここで任意というところには変更という項目はいくつかあります。この変更というのはどういう視点から変更したのか、どのようなことに配慮して変更したのか教えて頂きたいと思います。項目が大変多いですが、聞くべきことは聞かなくてはならないので、その参考にしたいと思います

中山会長：では、変更部分についてご説明お願いいたします。

須藤副主幹：国必須の部分については内容・項目自体の変更はしておりません。並べ方や紙面の書き方について見やすいように変更はしています。参考資料 1-7-1 をご覧ください。例えば 4 ページに“あて名のお子さんの保護者の就労状況についてうかがいます”とありますが、国必須の設問については母親への設問の後に父親の設問という順をとっていました。しかし近隣市町村のアンケートの状況等や様式を参考にさせていただき、母親と父親を並列という形にしました。このように内容・項目等の変更はしておりませんが、並び方や表し方を見やすいように作成し直させていただいてはおります。

中山会長：ありがとうございました。続きまして田中委員はいかがですか。

田中委員：私は次世代育成支援行動計画の委員も務めてさせていただいておりまして、八千代市は子育てについてはきめ細かくやっていると感じます。次世代育成の中でチェックを行っていますが、今回の子ども・子育て会議は事業計画に対する運営基準などの内容ということで、重要な意味を持つ会議だと思っています。定員設定ということがありますが、八千代市の総人口の推移は、平成 21 年度は 191,469 人、比べて平成 25 年度は 192,951 人とあまり増えていないです。しかし就学前児童数は若干減少傾向にあります。次世代育成支援後期行動計画では人口が増

えると記されていましたが、実際は思ったほど増加していない状況であります。定員設定をする時に今後の見込みと言いますか、未就学児童がどれ位増えるなどの予測が大切になってきます。次世代育成支援後期行動計画では増えると言っていた人口が増えていない、大震災などいろいろな事情があったと思われるが、見込みを立てるのが大事だと思います。

中山会長：ありがとうございます。これも実際に行政の抱える大きな問題であると思われます。続いて八木委員はいかがでしょう。

八木委員：まずはこの膨大な量の詳しい資料を作成された担当の方々に感謝をお伝えしたいと思います。アンケート調査についてですが、先ほど阿部委員からもお話があったようにこのアンケートを答えるには子育て中、更には就労中の保護者にとってはかなり時間的に難しいように感じられます。アンケート項目は答えやすいように揃えられているように見えますが、回収率が低くなるのではないかと感じて少し心配になります。また藤原委員のお話にもありましたが、放課後子ども教室などアンケートを受けとって知らない項目がいくつかあるのではないかと思います。しかし、アンケートによって八千代市を周知していくということも1つの方法としてあるのではないかと思います。メンタル面についての感想になるのですが、保護者が子育てを通して夢が語れるようにしていかなければと思います。子育て面で困っている保護者はたくさんいるし、友達関係で困っている子どももたくさんいる。その困り具合をお互いに共有できればいいと思っています。物的環境や人的環境が保護者や子どもにとってすばらしい施設であれば越したことはないのですが、あの施設へ行けば自分の困り具合が解消できそうだと期待のできる施設になれば良いと思います。そんな情報が流れるような市であれば、子育てを1人で悩まず、課題が共有できるようなプラス思考の子育てができるのではないかと。その為のアンケート調査であり、それにより事業が起こってくるような、そのような夢のある会にしていきたいと思っています。

中山会長：ありがとうございます。今の八木委員のご発言は、今後のこの会議の方向性を示していく本日のまとめのようなご発言でありました。次回がアンケート調査についての会議で、委員の方々がご発言されたことについて詳しく協議していくこととなります。本日予定していた協議事項はこの6点ということで会を閉じたいのですがよろしいでしょうか。

藤澤委員：1点よろしいですか。次世代育成支援後期行動計画でアンケート調査をされているので、それを是非お配りしてさしあげると、子育て支援がこのときのアンケートでどういう結果であるとか、地域によって回収率が違うので、見ていて参考になると思います。

中山会長：他にご質問等はないようですので、本日の議題は全て終了となりますが、事務局より皆さんに次回の会議開催日程等についてお話しがあるということです。

それでは、事務局よりご説明願います。

河原主査：次回の会議の日程については12月17日の火曜日9時半からで、場所は今日と同じ5階の第3会議室で行う予定となっております、開催通知も送らせていただきます。調査票の案の修正等については12月3日までに事務局にご連絡いただければと思います。本日は資料の他に2点、口座登録依頼書（個人登録用）とその記載例をお配りしております。これは委員の皆様には報酬をお支払いさせていただく際に、市の会計課の方に口座登録する必要がありますのでこちらをお書きいただきたいと思っております。もう1点はこちらには委員様のお名前とご住所をお書きください。また資料等をご自宅ではなく勤務先等に送付していただきたいという場合には、その住所をお書き入れください。更には携帯電話やパソコンのメールアドレス、ご自宅・職場の携帯番号等をご記入いただき、添付されている封筒を使用して投函（返送）してください。これらは委員名簿を作成する際に使用させていただきたいと思っております。

藤澤委員：1点よろしいですか。ニーズ調査に関する意見を提出する際はどのような形でお出しすれば良いでしょうか。文書で出すのか、あるいはこれに記入して出すのか。メールで一度送っていただければ赤で加筆したり、コメントを入れたりという形でお返しもできるのですが。

河原主査：皆様はデータで一度お送りしてそれに加筆して返信していただくのが一番効率が良いかもしれませんが、本日は第1回目となるので連絡先等が分かりません。次世代育成支援行動計画の委員をされていた方の分は把握していますが、他の方についてはよろしければ今説明した連絡先等の様式に記入していただければすぐにでもそちらへ送付できます。難しいようでしたら早めにこちらへ記入に来ていただき、口座登録の申請の方は捺印する部分もあるので一度ご自宅で記入していただく必要がありますが、そちらが届き次第データで送付ということでもよろしいでしょうか。

中山会長：よろしいですね。ありがとうございました。次回も大事な会議となりますので各委員がアンケートに目を通していただき、事務局にメールあるいは他の方法で提出していただきたいと思っております。それでは、ただいまの事務局の説明に対しまして、ご質問等ございましたら、ご発言をお願いします。

石田委員：基本的にはこの調査にのっとって微調整のような修正ですか。それとも、例えばこの質問項目では足りないから項目を追加したいような修正でも良いですか。

河原主査：先ほども言われていたように、プレーパークのことですとか、自分の地域では知られているが他の地域では知られていないので、その事業については詳細を記載した方が良いというようなご意見でも構いません。その辺りはどういったご意見でも構いません。

中山会長：修正・加筆という形でよろしいと思います。

では、長時間に渡る会議となりましたが、議事進行にご協力を賜り、ありがとうございました。これで閉じます。